

福島県水素エネルギー普及拡大事業
(燃料電池バス導入モデル事業)
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、水素エネルギーの普及拡大を通し、将来における水素社会の実現につなげるため、県内に燃料電池バスを導入する県内の民間法人等(以下「補助事業者」という。)に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、燃料電池バスとは、搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。)であつて、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金は、県内への燃料電池バスの導入に要する経費について、補助事業者に対して交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の対象者は、次のとおりとする。

- 一 旅客自動車運送事業者
- 二 旅客自動車運送事業者に運行を委託するための助成対象バス(助成金の交付対象となる燃料電池バスをいう。)を所有する者(以下、「運行委託者」という。)
- 三 旅客自動車運送事業者又は運行委託者と助成対象バスに係るリース契約等を締結するリース事業者(以下、「リース事業者」という。)

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 この補助金の補助対象経費は燃料電池バスの車両本体の購入価格とし、基準額及び補助金の額は別表1及び別表2のとおりとする。

(補助の要件)

第6条 補助の要件は別表3のとおりとする。

(補助金交付申請)

第7条 規則第4条第1項の申請書は、福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池バス導入モデル事業）補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、正本1部、副本1部とする。

(補助金交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する、別に定める軽微な変更は、次に掲げるいずれかの場合とする。

- 一 補助対象経費が20%以内の減額であるもの
- 二 補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外で、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更であるもの

(変更の承認)

第9条 規則第6条第1項により知事の承認を受けようとする場合は、福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池バス導入モデル事業）補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第10条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(状況報告)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、規則第11条の規定による事業の遂行上の報告を求めることができるものとし、その場合、補助事業者は福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池バス導入モデル事業）補助金実施状況報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池バス導入モデル事業）補助金完了報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池バス導入モデル事業）補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあつては、承認を受け

た日) から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日が属する年度の3月10日(当該期日が福島県の休日を定める条例に定める休日に当たる場合、それ以前の休日に当たらない日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 一 事業実施結果書
- 二 収支決算書
- 三 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の請求)

第13条 補助事業者は、補助事業を完了した場合は、福島県水素エネルギー普及拡大事業(燃料電池バス導入モデル事業)補助金交付請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業完了後の報告義務)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了後5年間は、燃料電池バスの利用状況等について県が実施する調査に応じなければならない。また、当該調査における報告内容の所有権は県に帰属するものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第16条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

- 2 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳(様式第8号)を前項に規定する期間内備えておかななければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

別表1 (第5条関係)

基準額
20,000 千円

別表2 (第5条関係)

補助対象経費	補助金の額
燃料電池バスの車両本体の 購入価格(消費税を含まない)	定額(ただし、当該経費から別表1に定める基準額及び国が実施する燃料電池バス導入に係る補助金の額(※)を差し引いた額とし、かつ50,000千円以内の額)

※国が実施する燃料電池バス導入に係る補助金において、補助対象経費に消費税等相当額を含むことが認められている場合は、当該消費税等相当額を補助対象外経費と見なして算定した際に得られる額

別表3 (第6条関係)

補助の要件(いずれも満たすこと)
<ol style="list-style-type: none"> 1 交付決定の通知日から当該通知日の属する年度の2月末日までの間に、新車(初度登録)にて燃料電池バスを導入すること。 2 導入する燃料電池バスについて、本県内を拠点とした路線バスの運行を見込むこと(自動車検査証における「使用の本拠の位置」が本県内にて登録されるとともに、水素利活用のアピールが見込める効果的な運行計画を作成していること)。 3 リース事業者が申請者となる場合、当該補助による補助金相当額が燃料電池バスの使用者が負担するリース料に充当されること。 4 導入する燃料電池バスについて、国が実施する燃料電池バス導入に係る補助金の交付決定を受けていること。